

# 印鑑登録について

登録された印鑑は一般に『実印』と呼ばれ、その印影を市区町村長が証明したものを「印鑑登録証明書」といいます。これらは、不動産登記や自動車の売買、金銭の貸借等重要な契約において、本人の同一性や意思の確認等に利用されます。そのため、印鑑登録申請については、内子町印鑑登録証明事務条例等に基づいて、手続き方法が厳重に定められています。

※① 官公署発行の免許証・許可証等で顔写真が貼付されたものに限り、有効期間のあるものは期限内のもの

※② 内子町で既に印鑑登録している方が、申請書の保証人欄に署名捺印(実印)し、申請者が登録者本人であることを保証するものです。

※③ すべてを登録者本人が記入し、登録しようとする印鑑を押印してください。

※④ 転送不要郵便で発送します。有効期間は申請のあった日から14日です。回答書、代理権通知書欄は必ず登録者本人が記入し、有効期間内に持参してください。有効期間を過ぎると申請は取り消されます。

